

JForest

しんぶん

第77号

令和2年10月

編集・発行

西城町森林組合

TEL 82-2158

FAX 82-2549



組合員の皆様には日頃より森林組合事業に格別なるご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本年3月以降全国的に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、現在国をあげて、感染防止対策を行われているところであります。私たちの日常生活及び経済活動を一変させました。感染症の影響を受けた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く収束することを切に願っております。

また、今年7月の豪雨により熊本県を中心とした九州地方、その後岐阜・長野両県に甚大なる災害が発生しました。被災された方には、改めてお見舞い申し上げますとともに早い復興を祈念いたします。森林の適正管理を進め地球温暖化防止を図り、その上で災害に強い健全な森づくりを行うことが重要であることを感じております。

本年度5月19日開催の臨時総代会、6月18日開催の第58回通常総代会には、新型コロナウイルス感染症防止と総代の皆様の健康を考え、書面による議決を推奨しましたところご理解ご協力頂き、全議案ともご承認を頂きました。誠に有難うございました。皆様のご理解ご協力を感謝申し上げます。

我が国の森林は、戦後造成された人工林資源が成熟期を迎え、木材としての利活用が本格化してきた中で、日本の森林・林業は大きな転換期を迎えております。地球温暖化防止や国土の強靱化、地方創生における森林の役割が大に注目され、近年は国内での木材利用の拡大へ向けた動きが期待される情勢であります。しかしながら、新型コロナウイルスの關係で木材の一時的な需要が減り、木材価格も下がってきております。今まで以上に組合員の皆様、関係機関との連携・協調が重要となってくると考えております。

我が西城町においても人工林の多くが本格的な利用期を迎えてきております。この豊富な資源を活用し計画的な木材の生産を行い、その後再造林を進める循環型林業「伐って・使って・植えて・育てる」を行い、林業の活性化・地域の活性化へ繋げることで大きな課題と考えております。こうした課題に対応するため、スギ・ヒノキの人口林皆伐後の再造林に対する山林所有者の負担を出来るだけ軽減するために、昨年度設立した西城町森林再生協議会からの助成金を活用し再造林の普及を行います。

森林所有者自らが管理できない森林につ

いては、行政と連携を図ることにより「森林環境譲与税」を活用し、森林の適切な管理を行って参ります。私たち森林組合は、林業経営の重要な担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化を行い地域林業の発展に鋭意努力して参ります。

本年度も組合の根幹である地域森林経営計画策定、山林境界明確化、森林整備、路網整備、販売事業等に積極的に取り組んでおります。そのうえで収入間伐事業では、施業集約化等によりコストの削減を図り少しでも多く組合員の皆様に還元できるように引き続き努力を重ねて参りますのでご協力お願い申し上げます。

引き続き西城の林業の中核組織として地域活性化のため頑張つて参ります。これまでも以上のご支援ご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、「新しい生活様式」に基づく感染予防対策が求められています。組合員の皆様におかれましても、時節柄どうぞご自愛ください。よろしくお願いいたします。

西城町森林再生協議会が設立されました

令和2年3月24日（火）に西城町森林組合において、庄原市長の木山耕三様をはじめ、多くの来賓の方々にお越しいただき、西城町森林再生協議会設立総会が開催されました。

西城町内において伐期を迎えている林分が増えてきており、森林資源の循環や公益的機能の維持を図るうえで、伐採された後の再造林費用の支援を行っていきます。



庄原市長 木山耕三様より祝辞を頂きました。



左から(株)山崎木材、(有)西城林産、伊折木材、西城町森林組合、(株)日新、中国木材(株)

1 趣旨

スギ・ヒノキ林は60年生を越える林分が増加しているが、木材価格の低迷等により林業が厳しい局面の中、森林所有者が新たな投資を望まず、伐採されても未植栽となり、今後の林業経営や森林の公益的機能に支障をきたすことが懸念される。

このため、木材生産・利用関係団体が「西城町森林再生協議会」を設立し、西城町内の伐採可能な森林において、森林資源を有効に活用し、資源の循環利用を促進することにより、持続的な林業経営の確立とともに森林の公益的機能の維持発揮を図る。



2 協議会構成

会 員	西城町森林組合, 株式会社山崎木材, 有限会社西城林産, 伊折木材, 中国木材株式会社, 立川林産株式会社, 株式会社日新
事 務 局	西城町森林組合

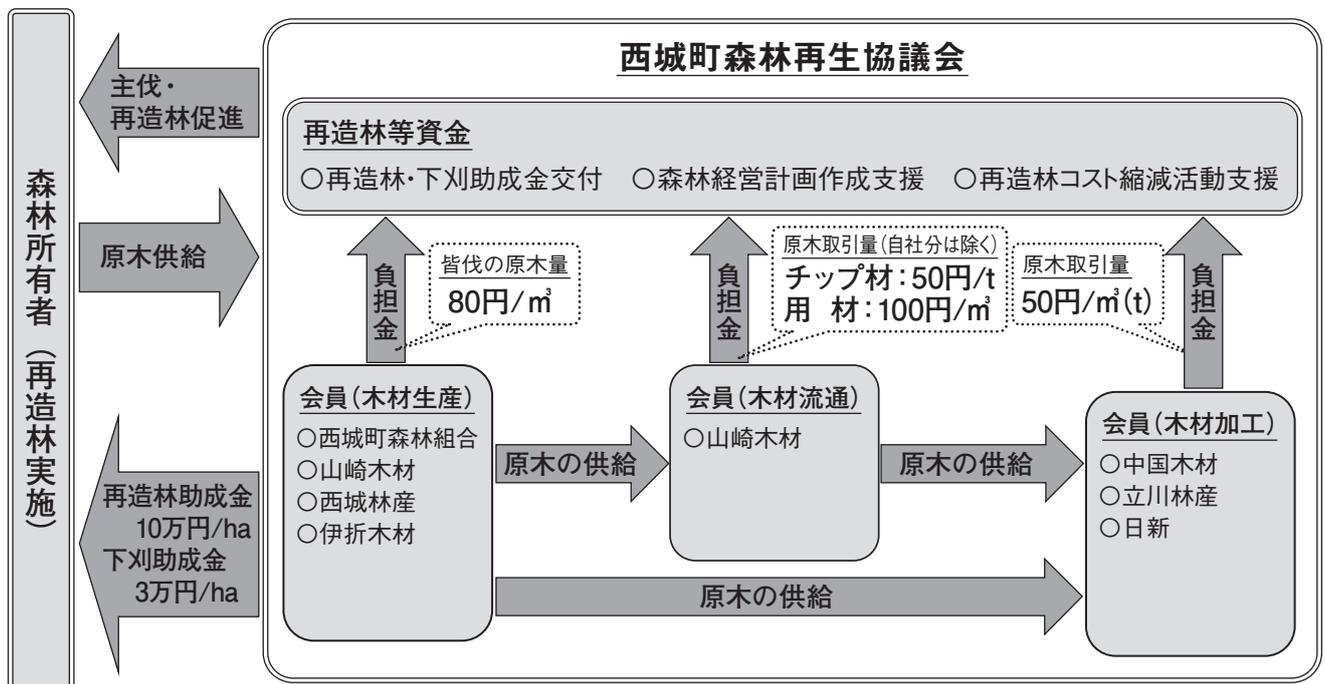
3 取組内容

- (1) 森林所有者が行う再造林・下刈の支援（再造林：10万円/ha, 下刈：3万円/ha）
- (2) 森林経営計画作成支援（2万円/ha）
- (3) 再造林コストの縮減を図るための活動支援（5万円/ha）

4 主な活動資金

木材生産負担金	庄原市西城町の私有林において、会員が皆伐で生産したスギ・ヒノキの原木量（チップ材含む。）に応じて負担金を納入（80円/㎡） ※トン取引の場合：1t = 1㎡で換算
木材取引負担金	会員から出荷されたスギ・ヒノキ原木（チップ材含む。）の供給を受けた木材流通者及び木材加工・利用者の会員が供給量に応じて負担金を納入（50円又は100円/㎡） ※トン取引の場合：1t = 1㎡で換算

【イメージ】



令和2年第1回臨時総代会開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止と役職員及び組合員の皆様の安全確保等を踏まえ、本年度は役員改選もあり、役員の選任について書面をもって総代会の議決を行えることを可能にするため、規定の一部改正を行うこととし、臨時総代会を開催いたしました。

第1号議案 西城町森林組合 定款附属書 役員選任
規程の一部改正について
全総代数 200名 出席総代数 0名
提出された書面決議書 185名
有効書面決議書 185名
うち 賛成 185名・反対 0名



組合員の皆様にはご協力いただき誠に有難うございました。

西城町森林組合通常総代会開催

西城町森林組合の第58回通常総代会を令和2年6月18日（木）午後1時30分よりウイル西城ウイールホールで開催しました。

本年度はご承知のように、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、総代様のご協力により大半を書面決議書により執り行われました。

例年でありますと、多数の来賓のご臨席のもと盛会に開催するところでありましたが、前述のとおり組合よりお断りをした次第であります。

議長に第2区総代の増永勝義氏が選ばれ、慎重審議の後、全議案とも原案どおり承認され終了しました。



津田組合長あいさつ



議長 増永勝義 様



役員改選に伴う投票状況



新型コロナウイルス感染拡大防止による会場の状況です。来年度には総代の皆様をお迎えしての総代会を望みます。

第58回通常総代会提出議案

第1号議案	令和元年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について
第2号議案	令和2年度事業計画並びに損益計画案承認について
第3号議案	令和2年度借入金の最高限度額決定について
第4号議案	令和2年度国立研究開発法人森林研究・整備機構分収造林契約承認について
第5号議案	令和2年度諸手数料決定について
第6号議案	令和2年度余裕金預け先金融機関決定について
第7号議案	令和2年度役員報酬額決定について
第8号議案	退任役員に対する役員退任慰労金の贈呈について
第9号議案	役員選任について

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
{資産の部}		{負債の部}		指導事業総利益	-405,115
現金・預金	458,612,695	買掛金	577,433	販売事業総利益	63,789,181
立替・仮払金	2,932,020	未払金	21,017,068	森林整備事業総利益	58,023,399
売掛金	20,712,085	未払法人税等	6,914,000	事業総利益計	121,407,465
未収金	86,874,699	預り金	82,705,365	人件費	72,669,840
棚卸資産	32,626,618	流動負債計	111,213,866	旅費交通費	1,399,041
流動資産計	601,758,117	退職給付引当金	27,592,000	事務費	1,983,418
有形固定資産	57,994,315	役員退任慰労金引当金	1,790,000	業務費	2,354,141
無形固定資産	2,566,278	修繕引当金	300,000	諸税負担金	3,499,052
外部出資金	10,420,000	外部出資等損失引当金	700,000	施設費	12,283,452
その他固定資産	98,850	固定負債計	30,382,000	雑費	1,771,876
固定資産計	71,079,443	負債合計	141,595,866	事業管理費計	95,960,820
資産合計	672,837,560	{純資産の部}		事業利益	25,446,645
		出資金	16,194,000	事業外収益	28,378,137
		法定準備金	32,909,200	事業外費用	1,445,958
		任意積立金	384,731,114	経常利益	52,378,824
		当期末処分剰余金	97,251,080	特別収益	3,533,171
		資本準備金	156,300	特別損失	297,010
		純資産合計	531,241,694	税引前当期利益	55,614,985
		負債・純資産合計	672,837,560	法人税・住民税	6,914,000
				当期剰余金	48,700,985
				前期繰越剰余金	23,550,095
				任意積立金取崩額	25,000,000
				当期末処分剰余金	97,251,080
★令和元年度 剰余金処分★					
当期末処分剰余金	97,251,080				
任意積立金	61,000,000				
出資配当金	812,040				
法定準備金	0				
次期繰越剰余金	35,439,040				

新 役 員 体 制

代表理事組合長	津 田 幸 則 (第3区)		
副 組 合 長	徳 山 寛 人 (第2区)		
理 事	藤 原 謙 治 (第1区)	後 藤 雅 治 (第1区)	
理 事	岡 田 誠 一 郎 (第1区)	安 井 政 行 (第2区)	
理 事	山 口 勝 士 (第2区)	藤 原 勝 美 (第3区)	
代 表 監 事	片 倉 孝 則 (第3区)		
監 事	原 田 勝 則 (第1区)	崎 谷 悦 教 (第2区)	

退 任 役 員

板 倉 哲 理 事 守 長 孝 昭 理 事

今回の改選により2名の役員の方々が勇退されました。長い間お世話になりありがとうございました。これからのご健勝とご多幸をお祈りいたします。

三坂地区 森林経営計画団地の 皆伐（かいばつ）・搬出間伐を行いました!!

平成29年5月から令和4年5月までの期間で、三坂地区の森林経営計画団地が樹立され、施業提案を行い所有者から同意が得られた山林について、成熟した林分については皆伐を、皆伐は出来ないが間伐した木が搬出できる搬出間伐を実施いたしました。

団地化し集約されている為、皆伐地・搬出間伐地に一帯的に無駄なく路網を作設し、コスト削減を図ることを行いました。

将来的には、2回目の搬出間伐や皆伐を行う際にコストのかかる路網開設が無いため、所有者への還元が期待されるところです。

他の団地の所有者から、『2回目の搬出間伐を行いたい』という声を頂いております。森林資源について今一度振り返ってみてはいかがでしょうか。



搬出間伐を行った区域の路網を、完了時には路面整形を行い災害防止にも努めています。

路網から左側が皆伐された跡地で、右側が搬出間伐を行った区域となっています。

皆伐地は、再造林が行えるように枝葉等は、極力集積を行うように施業しています。



ほ場の畔・のり面等の草刈を行っています!!

近年、高齢等の理由により草刈りなどが行えないため、田んぼや裏山などの人々が生活しているエリアに、イノシシ等の獣害が多く見受けられます。イノシシ等のすみかを作らせないよう管理をしましょう。

森林組合では、無料で見積りを行い納得いただいてから作業を行いますので、どうぞお気軽にご連絡ください。



平子森林事業組合の取組について

2012年（H24）年3月2日に、西城町森林組合の説明会を受け、地域内で協議を重ね、7月4日に平子森林事業組合とし設立総会に至った。その後、同年度内で三か所の林班の経営計画を策定した。

この計画の、最も大きな目標は、山の境界を明確にすることだった。山の境を知る地主が高齢化し、今何とかしなければ、将来に禍根を残すのではないかという危機感が、組合員の共通した思いだった。

2013(H25)年度の、計画第一年次に、対象としていた三林班の境界を確定することができた。

5月22日を初日とし、11月8日まで、延べ37日にわたり山を歩く作業が続いた。結局、154筆 168.61haの境界について、西城町森林組合によるGPS測量が完了した。確認作業では、森林組合の職員の方の体力とアドバイスは、非常に力になった。この境界を明確にするという作業が、それから以後の事業採択に、非常に有利に働いているのは言うまでもない。

以後の事業を簡単に紹介すると、2014（H26）年度にかけて、人工林健全化（切り捨て間伐）、里山林整備（放置林整備・バッファゾーン整備）を行い、2015（H27）年度から2016（H28）年度にかけては、森づくり事業（放置林整備・竹林整備）と雪害人工林の処理事業を行った。なお、竹林整備事業で整備した箇所については、組合員により、毎年下草を刈っており、生活環境の向上に大きな成果がある。5年間は継続する計画である。

2017（H29）年度は、第二期経営計画策定のため、長期委託契約を、西城町森林組合と締結した。

第二期計画の第2年次の2019（R1）年度は、森林環境保全直接支援事業（収入間伐）を行った。今までの苦労が、現金収入という形で現れた事業であった。2020年度も継続して行っている。

森林経営計画を策定していることで、国の補助金が利用でき、このような小面積の地域でも、有利な事業で取り組みができることは、組合を継続してきた者の一人として、嬉しいことである。

最初の計画策定以降、地主の若返りはできず、今境界を確認する作業は年齢的に体力的に無理である。タイミングよく森林組合の指導を受け入れたことは、将来の財産となっている。まだ、計画を策定されていない地域があるとすれば、早急な対応をお勧めします。

残念なことは、三林班の内、林道整備ができてきているのは一か所のみで、後の二林班については、砂防指定地となっており、さらに両方の山が急峻で、作業道が設置できない現状である。今後、良い事業ができることを念願するものである。

平子森林事業組合 組合長 主田 重登 様

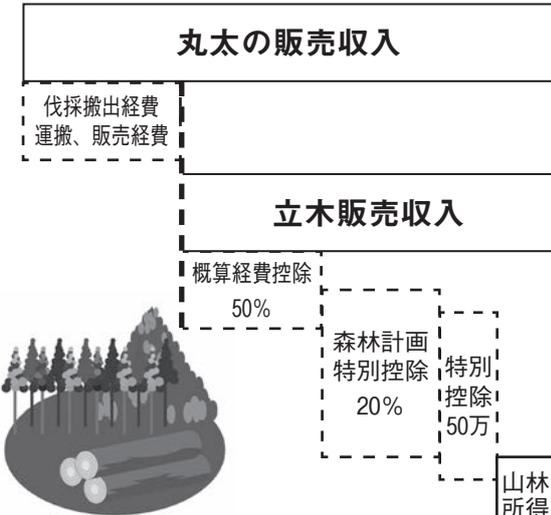


搬出間伐を行い山・路網が整備されました。間伐が行われ光が差し込み健全な山に仕上がりました。



路網が整備されたことにより、イノシシなどの被害を防止するために、簡単にワイヤーメッシュを設置することができ、地域の獣害対策にも貢献しています。

山林所得について

林業関係の特例等	通常の税率等																
<p>〈山林所得に係る所得税の計算〉</p> <p>①山林所得の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算経費控除（必要経費計算の簡便化） 立木販売収入から50%を必要経費として控除 ・森林計画特別控除 立木販売収入から20%を控除（立木販売収入が2,000万円を超える部分は10%） ・山林所得の特別控除 立木販売収入から50万円を控除 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">丸太の販売収入</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p>伐採搬出経費 運搬、販売経費</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px 0;"> <p style="text-align: center;">立木販売収入</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p>概算経費控除 50%</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p>森林計画特別控除 20%</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p>特別控除 50万</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">山林所得</p> </div> </div>  <p>②税額計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分離5分5乗課税方式（超過累進税率の緩和） 課税山林所得金額×1/5×税率×5 =山林所得に対する税額 	<p style="text-align: center;">所得税額速算表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ccc;">課税所得の金額 (A)</th> <th style="background-color: #ccc;">算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>(A)×5%</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下の金額</td> <td>(A)×10%－9.75万円</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え695万円以下の金額</td> <td>(A)×20%－42.75万円</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え900万円以下の金額</td> <td>(A)×23%－63.60万円</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え1,800万円以下の金額</td> <td>(A)×33%－153.60万円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超え4,000万円以下の金額</td> <td>(A)×40%－279.60万円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>(A)×45%－479.60万円</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の金額 (A)	算式	195万円以下の金額	(A)×5%	195万円を超え330万円以下の金額	(A)×10%－9.75万円	330万円を超え695万円以下の金額	(A)×20%－42.75万円	695万円を超え900万円以下の金額	(A)×23%－63.60万円	900万円を超え1,800万円以下の金額	(A)×33%－153.60万円	1,800万円を超え4,000万円以下の金額	(A)×40%－279.60万円	4,000万円超	(A)×45%－479.60万円
課税所得の金額 (A)	算式																
195万円以下の金額	(A)×5%																
195万円を超え330万円以下の金額	(A)×10%－9.75万円																
330万円を超え695万円以下の金額	(A)×20%－42.75万円																
695万円を超え900万円以下の金額	(A)×23%－63.60万円																
900万円を超え1,800万円以下の金額	(A)×33%－153.60万円																
1,800万円を超え4,000万円以下の金額	(A)×40%－279.60万円																
4,000万円超	(A)×45%－479.60万円																



池尻 亜弥

新入職員紹介

令和2年8月1日より、西城町森林組合にてお世話になっております、池尻亜弥と申します。

山に携わる仕事は初めてのことで経験が少ないですが、仕事を早く覚えていきたいと思っております。

頑張りますので宜しくお願いします。